墨田区パートナーシップ宣誓制度
利用の手引き

令和６年１１月
墨田区

目　　次

１　墨田区パートナーシップ宣誓制度とは・・・・・・・・１

２　墨田区パートナーシップ宣誓制度を利用できる方・・・１

３　宣誓から受理証明書等交付までの流れ・・・・・・・・２

４　届出に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

５　交付する書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

６　受理証明書等の変更・再交付・返還について・・・・・４

７　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

８　Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

１　墨田区パートナーシップ宣誓制度とは

墨田区では、令和４年に改定された基本計画において、全ての人々が多様性を認め合い、人権を尊重する共生社会の実現を目指し、さらなる男女共同参画と多様な性の尊重に取り組むこととしました。これを受け、性別等にかかわらず、全ての人が、人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重するための支援事業として、「墨田区パートナーシップ宣誓制度」を令和５年４月から開始することにしました。

パートナーシップ宣誓制度は、法律上の効果が生じるものではありませんが、墨田区で、お二人が人生のパートナーとして、生き生きと輝き、活躍されることを応援します。

パートナーシップ関係の定義

この制度においてパートナーシップ関係とは、「性別等にかかわらず、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、かつ、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した２者間の関係」のことです。

パートナーシップ関係にあるお二人が、区長に対して、パートナーシップ関係にあることを宣誓することで、届出がされたことを証明する受理証明書及び受理証明カード（以下、「受理証明書等」という。）を区長が交付します。

【用語】届出者：宣誓に係る届出をすることができる者
宣誓者：受理証明書等の交付を受けた者

２　墨田区パートナーシップ宣誓制度を利用できる方

次に掲げる要件の全てに該当していることが必要です。

（１）届出者の双方がともに成年に達していること。
（２）届出者の双方がともに婚姻をしていないこと。
（３）届出者の双方がパートナーシップ関係の相手方以外に、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
（４）届出者の双方がパートナーシップ関係の相手方以外と、墨田区及び他の地方公共団体のパートナーシップ制度その他これに類する制度を利用していないこと。
（５）届出者の双方の関係が、直系血族若しくは３親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合は、この限りでない。
（６）次のいずれかに該当すること。
ア　届出者の双方が区内に住所を有すること。
イ　届出者の一方が区内に住所を有し、もう一方が、届出日から３か月以内に区内に転入を予定していること。
ウ　届出者の双方が、届出日から３か月以内に区内に転入を予定していること。

3　宣誓から受理証明書等交付までの流れ

（１）届出の事前予約

電話またはメールにて、１０日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までに、すみだ人権同和・男女共同参画事務所にご連絡ください。なお、パートナーシップ宣誓制度の届出の受付時間は、平日午前９時～午後４時まで（正午から午後１時までを除く）です。

予約先：すみだ人権同和・男女共同参画事務所
■電話：０３－５６０８－６３２２　■メール：JINKEN@city.sumida.lg.jp

（２）パートナーシップ関係の宣誓

届出の当日は、墨田区役所へ届出者お二人でお越しください。必要な書類を直接ご提出いただきます。所定の宣誓書には、届出者の双方の自書が必要となります。もし自書が難しい場合は、予約時にご相談ください。また、個室での宣誓をご希望される場合は、予約時にご相談ください。

（３）受理証明書等の交付

提出された書類で届出者の要件を満たしていると認められた場合、受理証明書等（「５交付する書類」(p.4)参照）を交付します。

4　届出に必要な書類

届出の当日は、次のものをお持ちください。

（１）宣誓届出書（第１号様式）

届出日当日に窓口でお書きいただいても、事前にご記入いただいてもかまいません。（様式はホームページからダウンロードできます）

（２）住民票の写し（交付から３か月以内のもの）

※マイナンバー記載のないもの

※３か月以内に転入を予定している場合、転入後にすみやかに提出

（３）婚姻していないことを示す書類（交付から３か月以内のもの）

戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、独身証明書、婚姻要件具備証明書（日本語訳付き）　等

（４）本人確認書類

１点の提示で足りるもの	２点以上の提示が必要なもの
・個人番号カード ・自動車運転免許証 ・パスポート ・官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）	（左の書類がない場合） ・健康保険証 ・年金手帳 ・学生証 ・法人が発行した身分証明書等

（５）受理証明書等の特記事項への記載を希望される場合

受理証明書等は、「通称名」での記載や、生計を同一にする子がいる場合は「子の氏名及び生年月日」を特記事項へ記載することができます。希望される場合は、次のものをご用意ください。

【通称名を希望される場合】

通称名を使用していることが確認できる書類をご提出ください。

・官公庁又は勤務先法人等が発行する書類等の場合・・・１点

・郵便物や公共料金の領収書の場合・・・・・・・・・・２点

【子の氏名及び生年月日】

住民票の写しを提出する際、お子様の記載があるものをご用意ください。住民票では確認できない場合は、お子様との親子関係が確認できる戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）で、交付から３か月以内のものをご用意ください。

５　交付する書類

（１）墨田区パートナーシップ宣誓制度受理証明書（A4）

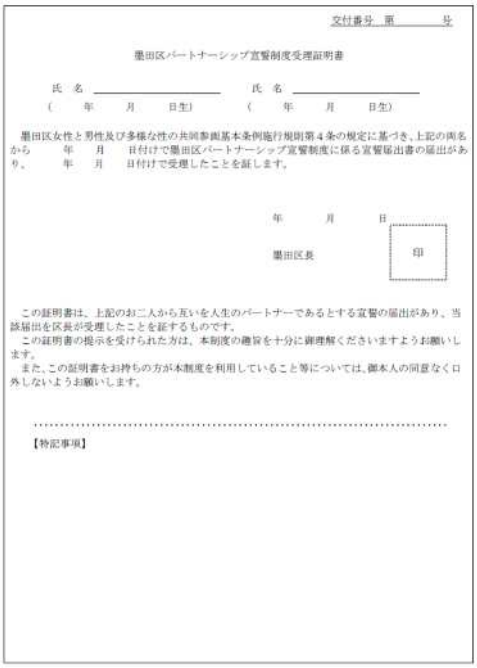

交付番号　第　　号

墨田区パートナーシップ宣誓制度受理証明書

氏　名 _____　　氏　名 _____

（　　年　　月　　日生）　　（　　年　　月　　日生）

墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例施行規則第４条の規定に基づき、上記の両名から　　年　　月　　日付けで墨田区パートナーシップ宣誓制度に係る宣誓届出書の届出があり、　　年　　月　　日付けで受理したことを証します。

年　　月　　日

墨田区長　　印

この証明書は、上記のお二人から互いを人生のパートナーであるとする宣誓の届出があり、当該届出を区長が受理したことを証するものです。

この証明書の提示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いします。

また、この証明書をお持ちの方が本制度を利用していること等については、御本人の同意なく口外しないようお願いします。

【特記事項】

（２）墨田区パートナーシップ宣誓制度受理証明カード（縦：54mm×横：85mm）

【表】

交付番号　第　　号

墨田区パートナーシップ宣誓制度受理証明カード

氏名 _____　　氏名 _____

年　月　日生　　年　月　日生

墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例施行規則第４条の規定に基づき、宣誓されたことを証します。

年 月 日　　墨田区長　　印

【裏】

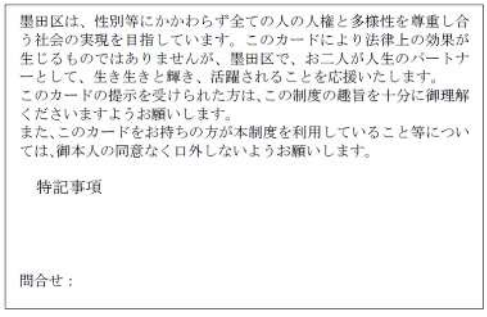

墨田区は、性別等にかかわらず全ての人の人権と多様性を尊重し合う社会の実現を目指しています。このカードにより法律上の効果が生じるものではありませんが、墨田区で、お二人が人生のパートナーとして、生き生きと輝き、活躍されることを応援いたします。

このカードの提示を受けられた方は、この制度の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いします。

また、このカードをお持ちの方が本制度を利用していること等については、御本人の同意なく口外しないようお願いします。

特記事項

問合せ：

６　受理証明書等の変更・再交付・返還について

変更等には、届出が必要です。手続きする場合は、事前にすみだ人権同和・男女共同参画事務所に電話またはメールでご連絡ください。

【届出事項に変更が生じた場合】（必須）

次の３つのいずれかに該当する場合、所定の変更届及び変更内容が確認できる書類（「４届出に必要な書類」(p.3)を参照）を必ず提出する必要があります。

（１）届出者の双方又はいずれか一方が区外に居住していた場合で、届出日から３か月以内に、区内へ転入したとき。

（２）宣誓者の住所又は氏名に変更があったとき。

（３）特記事項に記載した子と、同一生計でなくなったとき。

【届出事項に変更が生じた場合】

次の場合は、希望により変更届を提出することができます。

（１）宣誓者のうち、一方が死亡した場合であって、特記事項に死亡した宣誓者の氏名及び死亡年月日の記載を希望するとき。

（２）通称名又は子の氏名を追記、削除又は変更するとき。

【再交付届出をする場合】

紛失、破損等により受理証明書等の再交付を希望する場合は、所定の再交付届出を提出することで、再交付申請ができます。

【返還をする場合】（必須）

次の３つのいずれかに該当する場合、所定の返還届出とともに、受理証明書等を返還する必要があります。

（１）宣誓の要件（「２　墨田区パートナーシップ宣誓制度を利用できる方」(p.１)参照）を満たさなくなったとき。

（２）宣誓者の一方が死亡したとき。

※特記事項に死亡した宣誓者の氏名及び死亡年月日の記載を希望し、変更届を提出した場合を除く。

（３）宣誓者の双方又は一方が、宣誓届出書の取下げを希望するとき。

7　その他

（１）パートナーシップの届出にかかる費用は無料です。ただし、必要書類の交付手数料等は自己負担となります。区に提出された必要書類は写しを取り、その場でお返しいたします。

（２）宣誓書届出書等及び届出に必要な書類の写しの保存期間は１０年間です。

（３）宣誓者が、虚偽その他不正な方法により受理証明書等の交付を受けた場合、受理証明書等を不正に使用した場合、受理証明書等を改ざんした場合、必要な変更届を相当の期間内に提出しなかった場合は、受理証明書等の返還を求め、受理証明書等の交付番号を公表する場合があります。

8　Q&A

Ｑ１：パートナーシップ関係の届出は同性の２人しかできないのですか。

Ａ１：性別等に関わらず、届出することができます。

Ｑ２：パートナーシップ宣誓制度の利用に際して、通称名は使用できますか。

Ａ２：使用できます。記載に当たっては、別途必要な書類がございますので、詳細は３ページをご確認ください。

Ｑ３：プライバシーは守られますか。

Ａ３：個室をご希望される場合、部屋をご用意します。宣誓・変更・再交付・返還どのお手続きの場合も、１０日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までにご予約ください。

Ｑ４：代理人や郵送での届出はできますか。

Ａ４：本人確認や、お二人の意思を確認するため、代理人や郵送での手続きはできません。届出者お二人でお越しください。

Ｑ５：パートナーシップ宣誓制度受理証明書等は、すぐにもらえますか。

Ａ５：要件を満たしており、必要書類等がそろっている場合には、原則、即日で交付いたします。ただし、提出書類の確認や交付書類の準備等に時間を要するため、交付までにお時間をいただきますので、ご了承ください。

Ｑ６：墨田区外に引っ越す場合は、手続きが必要ですか。

Ａ６：「墨田区パートナーシップ宣誓制度受理証明書等返還届」を提出と、パートナーシップ宣誓制度受理証明書及びカードの返還が必要です。手続きには事前の予約が必要ですので、すみだ人権同和・男女共同参画事務所へお電話ください。

Ｑ７：パートナーシップ関係を解消する場合は、手続きが必要ですか。

Ｑ７：「墨田区パートナーシップ宣誓制度受理証明書等返還届」を提出するとともに、パートナーシップ宣制度受理証明書及びカードを返還する必要がございます。手続きには事前の予約が必要ですので、すみだ人権同和・男女共同参画事務所へお電話ください。

Ｑ８：受理証明書等はどこかで利用できるのでしょうか。

Ａ８：受理証明書等を提示することで、区の行政サービスでは区営住宅の申込み（個別の要件あり）や、保育園等における保護者としての対応に利用できるようになります。区の証明書は、東京都のパートナーシップ宣誓制度対象施策にも利用できます。
今後、日常生活の様々な場面での理解促進のため、民間事業者に対する制度の普及啓発に取り組んでいきます。

Ｑ９：宣誓をすることで、住民票や戸籍の表記に変更はありますか。

Ｑ９：宣誓により、住民票や戸籍の表記は変更されません。

Ｑ１０：パートナーと法的な関係を構築することはできますか。

Ｑ１０：公正証書などを作成する方法があります。公正証書などの作成に関しては、墨田区役所 1 階　区民相談コーナー「くらしと事業の手続相談」（毎週火曜日（祝日を除く）午後１時から午後４時まで）に、法律の専門家（行政書士）に無料で相談することができます。なお、具体的な業務が発生する相談については、個別に行政書士と契約を締結し、別途有料となります。

Ｑ１１：届出書等の様式を事前にダウンロードできますか。

Ｑ１１：下記ホームページからダウンロードできます。
（各種様式は届出窓口にもございます。）
（URL）

←こちらの QR コードからもアクセスできます。

https://www.city.sumida.lg.jp/kuseijoho/jinken_danzyo/jinken/sumida_partnership.html

MEMO

ひと、つながる。
墨田区

墨田区パートナーシップ宣誓制度利用の手引き（第二版）

（令和６年１１月）

墨田区すみだ人権同和・男女共同参画事務所
■電話：０３－５６０８－６３２２（直通）
■メール：JINKEN@city.sumida.lg.jp